

政策調整会議の概要

開催日：H18.2.9

◎項目

- 1 高知県安全で安心なまちづくり条例（案・仮称）について【県警本部】
- 2 モデル発注制度について【商工労働部】

◎内容

- 1 高知県安全で安心なまちづくり条例（案・仮称）について【県警本部】

県警本部より高知県安全で安心なまちづくり条例制定の必要性等の説明を行った後、意見交換を行った。

【説明概要】

・条例を制定する必要性や背景となる県内の治安情勢は、

ア 県民に身近な犯罪の多発

平成14年当時、全国の刑法犯罪は約300万件発生し、これに危機感をもち平成15年から全国の警察をあげて抑止対策等に取り組んできた。全国的には平成16年から減少し、高知県では平成17年に減少傾向になった。

しかし、犯罪の内容は、振り込め詐欺、強制わいせつなど県民の生活に身近で不安を感じる犯罪は増加している。また、県の人口規模から見て発生件数が多い。

犯罪の抑止は治安対策の要であり、条例を制定し県民の自主防犯意識を高め、県民のボランティア、県、市町村等が連携・協働した取り組みを進め治安が良くなったことを体感できるような状況にしたい。

イ 深刻な少年非行情勢

高知県では少年非行が問題となっている。刑法犯少年数は、平成16年は1,370人、平成17年は1,253人と減少しているが、全刑法犯に占める少年非行の割合は49.9%を占め、刑法犯少年の非行率（少年人口1,000人に占める刑法犯少年の割合）は、全国で2番目に悪い。

重大犯罪を犯した少年の大半は、不良行為による補導歴があることが明らかになっている。そのため、不良行為をする前の段階で大人が見逃すことなく声をかけ、注意することが大切。県内に少年補導員が481名おり、少年補導活動に伴う権限的なものを条例で規定することが必要ではないかと考えている。

ウ 子どもの安全を脅かす誘拐、性犯罪前兆事案の多発

県内で子どもに対する声かけなどが平成17年に266件（県内全域）発生している。県外での子どもの誘拐殺人事件等もあり、子どもの安全に対する県民の危機意識は高まり、学校・住民等の連携したパトロールなど活発になっている。

子どもへの声かけなどの行為は、誘拐未遂、脅迫、暴力など刑法に該当しない限り取り締まる法令が見当たらない。そのため、県内で起きている行為を基に条例で禁止し罰則を設けるようにしたいと考えている。

条例、ボランティアによる防犯活動、警察の取り締まりによる3方面から子どもの安全対策を前進させていくことが必要と考えている。

エ 高齢化社会の進展に伴う高齢者の犯罪被害等

高齢者に対するリフォーム詐欺、振り込め詐欺や孤独死なども多く、これから高齢化社会とな

るために高齢者への犯罪被害対策が必要。

オ 犯罪被害者の深刻な現状

犯罪被害者の人権に着目した取り組みも必要と考えている。

- ・県内の防犯活動の現状は、防犯協会に加え、地域安全協議会 16(警察管内ごと)、タウンポリス 42 団体、少年補導員連絡協議会 16(警察管内ごと)、学校パトロール隊などがある。しかし、全体的には自主的な活動の盛り上がりが低調であり、県・市町村からの支援も不十分であるため、条例により県民の自主防犯意識の高揚をし、県民・県・市町村等が一体となった取り組みを進めたい。
- ・県民の声ネットワークのメンバーに意識調査を行ったところ、回答者の 88%が犯罪に対する不安を感じ、86%が犯罪抑止対策が必要と回答があった。また、今回制定を目指している条例の少年補導員関係条文について少年補導員のうち約 80 名の方に集まっていたいただき意見聴取を行ったが、全員から条文が必要と回答があった。
- ・全国の同様の条例の制定状況は、28 都道府県(平成 17 年 11 月 10 日現在)で制定され、四国内では、香川県が平成 17 年 10 月に制定し、徳島県、愛媛県は、平成 18 年制定を目指して準備中である。
- ・県内市町村での同様の条例制定の状況は、24 市町村(7 市、17 町村)で制定している。
- ・条例の基本理念は、
 - 県民及び事業者の防犯や安全に関する理解
 - 県、市町村、県民、事業者の適切な役割分担
 - 県、市町村、県民、事業者の連携、協力である。これに施策の基本的事項、責務を盛り込むことを考えている。
- ・条文(案)としては、次の内容を考えている。
 - 第1章 総則
 - 第2章 高知県安全・安心まちづくり推進会議
 - 第3章 県民等による自主的な活動促進
 - 第4章 児童等の安全の確保及び非行の防止
 - 第5章 少年補導員
 - 第6章 高齢者の安全確保
 - 第7章 防犯に配慮した環境づくり
 - 第8章 県民等と自主防災組織との連携及び協力
 - 第9章 県民等と暴力追放団体との連携及び協力
 - 第10章 犯罪被害者等に対する支援
 - 第11章 罰則
- ・第 2 章の高知県安全・安心まちづくり推進会議は、条例を動かしていく組織の規定であり、毎年、重要な施策の決定などを行っていきたいと考えている。また、事務局を県(知事部局)に設置し、条例が実のあるものにしていただきたい。
- ・第 3 章は、ボランティア団体の登録をし、団体名、活動内容を県民に公表するなど考えている。
- ・第 4 章は、子どもが犯罪にあわない・おこさない教育の充実や、声かけ事案などへの処罰規定を考えている。
- ・今後のスケジュールとしては、6 月又は 9 月議会に上程したいと考えている。

【主な意見】

- ・子ども等への善意の声かけが逆に悪意にとられてしまう恐れがあるが、どのような行為が条例に該当するのか。また、声かけなどの行為に対し条例に規定することにより対応は可能なのか。

主に嘘、甘言、尾行、体に触る、腕をつかむなどを想定している。また、運用の際に、悪意かどうかをしっかりと判断していくことにより効果はあると考えている。

- ・文化環境部で犯罪被害者支援対策に取り組んでいく予定であり、高知県安全・安心まちづくり推進会議と関係すると思われるため、推進会議の事務局・窓口をあわせて持つことは考えられるが、平成 18、19 年度は犯罪被害者支援対策に関する体制づくりなどの準備期間を考えていたため、条例制定のスケジュールからいけば現体制で対応することは困難。そのため、お互いに整合性をとりながら進める必要がある。

連携しながらスケジュールなども含め今後調整していきたい。

- ・県の体制は平成 18 年 4 月には間に合わず、平成 19 年 4 月では遅すぎるため、場合によっては年度途中での小規模な組織改変が必要かもしれない。

2 モデル発注制度について【商工労働部】

商工労働部よりモデル発注制度についての概要説明を行った後、意見交換を行った。

【説明概要】

- ・モデル発注制度は、県内の優れた製品・技術を県が活用することにより県内企業の信用力を高め、また、使った結果を企業にフィードバックし技術の改良、製品の向上につなげるなどお互いに効果をもたらすものである。
- ・制度の対象は、県内に本社、工場を有する企業が作った製品、技術である。
- ・これまでモデル発注制度の採択をする審査を 2 回行った。また、製品等の採択期間は 1 年(第 1 回 : H17.4 ~ H18.3、第 2 回 : H17.10 ~ H18.9) となっている。
- ・土木関連製品は、設計・工法等に組み込まれるなど間接的に利用いただいている。物品は、県の発注時期や価格的なことなどから実績は少ない。
- ・企業にとっては、県からの発注が少なくても採択されることにより営業に利用できる利点はある。
- ・イントラに製品等の一覧を掲載しているので見ていただきたい。また、企業等から県の関係課にプレゼンテーションをしたいという申し出があるため、その時には協力をお願いしたい。

【主な意見】

- ・県が直接購入していない場合でも、県の発注先の事業者がモデル発注制度の製品を利用していることもあると思われる。
- ・発注時に各課室から指定するなどしてはどうか。そのためには、制度や製品等の PR を是非お願いしたい。
- ・この制度について、各部局が機会あるごとに庁内での周知、利用促進を心がける。